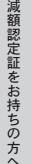
安平町国民健康保険に加入している皆さんへ

認定証について



在 使 用 限 度 限

減額認定証をお持ちで 歳以上の方 な

ため 食事代の自己負担を軽減する 0 11 税 17 加 世帯 が課 入者 方が入院した際の医療費や のものです。 帯 定 度 税されている方が 主も含みます。) に住 証 額 (国 (住民税非課税世 は、 適用・ 保に加す 同 標準 世 一帯の担 て 41 い 国 額 民な 保減

効期限が

が平成る

24年7月31日ま 用認定証』の

『限度額適 標準

負

担

定証

有

でとなっている方は、

有効期

使用できなくなります。

が満了となり8月以

降は

8月以降も交付を希望され

減額認定証に関わる病院でのお支払いについて(70歳以上の方)

る方は、

7

月上旬に更新のご

をしてください。

有効期限が

も

か

か

わらず減額認定証をお

住民税非課税世帯にい

、るに

案内を郵送しますので手続き

ない方は別途ご連絡します。

成24年7月31日となって

持ちでない

方は、

旦

は高額な医

療費を病院に 入院すると、

なけれ

で、

事

前に手続きするこ ばならなくなり

とをお勧めします。

減額認定証の申請手続きをして交付が決定されると、 区分Ⅰまたは区分Ⅱのどちらかに判定され、減額認定証 の適用区分欄に記載されます。(表1)

入院する際は、保険証・高齢受給者証と減額認定証を 病院の窓口に提出すると、病院側が適用区分欄を確認し、 その区分に応じた医療費(表2)や食事代(表3)を徴 収してくれます。

※非課税世帯にも関わらず減額認定証をお持ちでない方は、表 2及び表3中の「一般」または「現役並み所得者」の区分が適 用されます。※課税世帯で減額認定証の交付を受けられない方 は、表2及び表3中の「一般」、3割負担の方は「現役並み所得 者」の区分が適用され、その分が徴収されます。

区分(表1)

住民税非課税世帯の区分Ⅰ・Ⅱの適用				
区分I	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該 当する方			
	世帯全員が所得0円かつ公的年 金受給額80万円以下の方			
	老齢福祉年金を受給されてい る方			
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方			

医療費 (表 2)

区分	•	自己負担限度額(入院)		
現役並み所得者		80, 100 円 + 1% (44, 400 円) ※		
一般		44, 400 円		
住民税	区分 I	15,000円		
非課税世帯	区分Ⅱ	24,600 円		

※+1%とは、「医療費総額-267,000円の1%」で す。また、()内の金額は過去 12ヶ月に3回以上 高額療養費の支給を受けた場合の限度額です。

食事代 (表 3)

及事代(以 5)						
	食事代(1 食)					
現役並み所得	260 円					
非	区分 I		100円			
課税世帯	区分Ⅱ	90 日未満	210 円			
帯		90 日超※	160 円			

※過去 12ヶ月で減額認定証区分Ⅱの交付を受けた期間 の内、通算して90日を超えて入院した場合に該当します。 ただし、別途手続きが必要ですのでお尋ねください。